○新潟県教育委員会表彰規則

昭和38年8月27日
新潟県教育委員会規則第13号

新潟県教育委員会表彰規則をここに公布する。

新潟県教育委員会表彰規則

新潟県教育委員会表彰規則(昭和26年新潟県教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　新潟県の教育、学術及び文化に関し功績の著しい者又は特に推奨すべき者があるときは、この規則に定めるところにより新潟県教育委員会(以下「委員会」という。)がこれを表彰する。

(表彰の対象)

第2条　表彰は、次に掲げる者について行う。

(1)　教育関係職員で、多年教育に関する職務に従事し、その成績のすぐれた者

(2)　教育関係職員で、その善行の著しい者

(3)　市町村の教育事務関係者で、多年その職務に従事し、その功績が著しい者

(4)　学校教育の振興に貢献し、その功績が著しい者

(5)　社会教育の振興に貢献し、その功績が著しい者

(6)　児童生徒の保健衛生及び体位の向上に努め、その功績が著しい者

(7)　児童又は生徒で、その善行の著しい者

(8)　展覧会及び審査会等において、その成績の著しい者

(9)　教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しい者

(10)　前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認めた者

2　前項に掲げるもののほか、委員会の教育職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条に規定する県費負担教職員のうち、委員会に任命権が属する者を含む。)であって、次の各号の一に該当する者について表彰する。

(1)　職務について有益な研究を遂げ又は有益な発明若しくは発見をした者

(2)　職務について特に他の教職員の模範となる行為があった者

(3)　担当する職務に熟達し、献身的努力により多年に亘って勉励した者

(4)　職務の内外を問わず、委員会の教職員としての信頼と尊敬を獲得する善行のあった者

(昭49教委規則7・平7教委規則3・平19教委規則3・平30教委規則2・令4教委規則3・一部改正)

(表彰の方法)

第3条　表彰は、次の方法により行う。

(1)　表彰状は、前条第1項第1号から第7号までのいずれか又は同条第2項に該当する者に授与する。

(2)　賞状は、前条第1項第8号に該当する者に授与する。

(3)　感謝状は、前条第1項第9号に該当する者に贈呈する。

(4)　前条第1項第10号に該当する者については、前各号に準じて授与又は贈呈する。

2　前項の表彰には、金品を添えて行うことがある。

(昭49教委規則7・平7教委規則3・平30教委規則2・令4教委規則3・一部改正)

(表彰の時期)

第4条　この規則による表彰は、原則として次の各号に掲げる時期に行う。ただし、必要により随時に行うことができる。

(1)　第2条第1項各号に掲げる者　毎年11月

(2)　第2条第2項各号に掲げる者　毎年6月

(昭49教委規則7・平7教委規則3・一部改正)

(被表彰者の選考)

第5条　被表彰者の選考は、新潟県教育委員会表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経なければならない。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

2　審査委員会の組織は、次のとおりとする。

(1)　審査委員長　教育長

(2)　審査委員　教育次長及び教育庁本庁各課長

3　審査委員長は、審査委員会の会議を主宰する。

(昭49教委規則7・全改)

(被表彰者の死亡の場合)

第6条　表彰を受ける者が死亡した場合は、その表彰状、賞状及び感謝状は、その遺族に授与又は贈呈する。

(昭49教委規則7・一部改正)

(表彰者名簿)

第7条　表彰した場合は、表彰者名簿に登載して保存する。
2　表彰された者が、懲戒処分又は表彰された者としての体面を汚す非行があつた場合は、表彰者名簿からまつ消する。
（欠格条項）
第8条　次の各号のいずれかに該当する者については、表彰（第2条第1項第1号から第6号まで及び第2項に掲げる者に対するものに限る。）を行わないものとする。
(1)　罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者を除く。
(2)　破産者で復権を得ないもの
（平22教委規則11・追加、平30教委規則2・令4教委規則3・一部改正）
（補則）
第9条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。
（昭49教委規則7・一部改正、平22教委規則11・旧第8条繰下）
附　則
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　新潟県教育委員会表彰規則（昭和26年新潟県教育委員会規則第4号）は、廃止する。
附　則（昭和49年教委規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成7年教委規則第3号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。
附　則（平成19年教委規則第3号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附　則（平成22年教委規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成30年教委規則第2号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附　則（令和4年教委規則第3号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。